

総務産業常任委員会審査報告書

平成 30 年 3 月 22 日

飯綱町議会議長 清 水 満 様

総務産業常任委員会委員長 荒 川 詔 夫

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 3 号	飯綱町新規就農者住宅条例	可決
議案第 5 号	飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第 6 号	飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第 7 号	飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第 13 号	飯綱町農畜産物直売加工施設条例の一部を改正する条例	可決
議案第 14 号	飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	可決
議案第 15 号	飯綱町火災予防条例を廃止する条例	可決
議案第 23 号	平成 30 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算	可決
議案第 28 号	平成 30 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計予算	可決
議案第 29 号	平成 30 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計予算	可決

議案第 30 号	平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計予算	可決
議案第 31 号	平成 30 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算	可決
議案第 32 号	平成 30 年度飯綱町水道事業会計予算	可決
陳情第 1 号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

■議案第 3 号 飯綱町新規就農者住宅条例

質疑①：新規就農者住宅の入居要件に、年齢制限はあるか。また、入居者の遵守事項では、地域コミュニティ組織に加入し、地域で行われる行事等は積極的に参加することとあるが、区費・組費の納付は義務で、消防団やお祭りは努力義務という解釈で良いか。

回答①：年齢制限は、国の農業次世代人材投資事業の要件となるため、就農予定時の年齢が原則 45 歳未満となる。また、地域コミュニティ組織の加入や行事等の積極的参加の件はそのとおり。

質疑②：入居資格の 3 年以内に町内で就農することが確実な者とは、どういう意味か。また、3 軒の新規就農者住宅の入居見込みは。

回答②：農業次世代人材投資事業準備型の受給対象となる農業研修等の期間は、あくまでも研修期間であり就農したと認められないため、そのような表現とした。また、入居見込みは、これまで何件か相談は受けているが、条例提案前の建設中であったため、入居要件等を明確に出していない。これから再度個別に相談を受けて入居に結び付けたい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした

■議案第 5 号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：現行条例はどうなっているのか。

回答①：現行は 1 歳 6 カ月までとなっており、今回の改正は 2 歳まで延長するもの。

質疑②：改正内容は町独自のものか、それとも国と同じものか。

回答②：国の改正によるもの。

質疑③：今回は非常勤職員の育児休業等の改正だが、非常勤職員の介護休暇の関係については改正されているのか。

回答③：介護休暇の関係は昨年改正している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

■議案第6号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：議選の監査委員は対象になっていないのはなぜか。

回答①：監査体制の見直しにより、議会から監査委員を選任しないことができるものとなったため、それを見据えた今回の改正である。

質疑②：報酬審議会とは関係ないのか。

回答②：関係ない。

質疑③：引き上げ額について、近隣町村との比較や算出の具体的な根拠はあるのか。

回答③：近隣町村との比較は行っていない。報酬については合併当時から報酬を上げていないこと、また、特別職や職員等の給与が人事院勧告により引き上げられているので、5パーセントほどの引き上げの改正である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

■議案第7号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：病院の検査技師等の待機時間が多いという状況があるのか。

回答①：当番日が定められており、職員は専用の携帯電話を持ち、呼び出しがあれば駆けつけなければならない。そのための待機手当である。

質疑②：新設となるが、他の自治体はどのような状況か。

回答②：東御市では夜間1回1,500円、信濃町では水道関係で月額7,000円の手当。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

■議案第 13 号 飯綱町農畜産物直売加工施設条例の一部を改正する条例

質疑①：農家レストラン建設に伴う飲食施設を条例に追加する内容だが、保健所等の手続きはどうなっているか。

回答①：農家レストランの運営を予定している団体が、保健所等の関連手続きを現在進めている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした

■議案第 14 号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

質疑①：給与法が改正されたのはいつか。

回答①：28 年 11 月に改正され、29 年度以降に扶養手当の支給額が段階的に変更されているところであり、30 年度については所要の改正を行うものである。

質疑②：28 年 11 月に改正になったのであれば、今まで放置されていたのか。

回答②：毎年度所要の改正を行っている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした

■議案第 15 号 飯綱町火災予防条例を廃止する条例

質疑①：長野市に委託しているから必要なくなったということか。

回答①：そのとおり。

質疑②：火災予防条例とは主にどのような内容か。

回答②：50 条で構成されており、火の使用に関する制限等を定めていたものである。

質疑③：飯綱町の消防団員の出動命令はこの条例にあったか。

回答③：消防団については、長野市への消防委託事務に含まれないため、消防団の取り決め等については別に条例を定めている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

**■議案第 23 号 平成 30 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計
予算**

質疑①：現在、何戸接続しているのか。

回答①：40 戸。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

■議案第 28 号 平成 30 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計予算

質疑①：一般会計繰入金を繰り入れないとすると、使用料金はどのくらいになるか。

回答①：詳しい計算は行っていないが、6 から 7 倍になると思われる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

■議案第 29 号 平成 30 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計予算

質疑①：施設の統合は国の方針なのか。

回答①：国全体の方針。

質疑②：袖之山処理場と牟礼西部処理場を公共下水へ統合することは、2 施設を同時に行うということか。

回答②：2 施設を同時に公共下水道へつなぎ込む予定となっている。

質疑③：統合に向けてクリーン飯綱の処理能力は大丈夫か。

回答③：処理能力は日量 3,000 立方メートルで、現在日量 1,600 から 1,700 立方メートルを処理している。2 施設を足しても日量 2,200 立方メートル程を見込んでおり、能力は満たしている。

質疑④：統合に係る実施設計費用について。

回答④：接続管渠のルートは、八蛇川またはしなの鉄道を渡さなければならず、特殊な工法が必要なため概算で予算化してある。入札を実施する中で事業費は下がるものと考えている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

■議案第 30 号 平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計予算

意見①：一般会計からスキー場特別会計への 700 万円繰出については考え直すべきと考える。スキー場の売却を模索する中で、お金の流れ及び使う時期が微妙であり、投資価値のないものになりかねない。今までの歴史と経緯から、本来町はスキー場には投資をしないとしてきて、指定管理者との協定での範囲内で町の財産だとして投資してきた。その指定管理者がいなくなれば、あとは売却先との話になり、それは新たな問題だ。そのため、お金の使い方も慎重であるべきだし、スキー場には投資しないとしてきた元の状態に戻るわけで、それに 700 万円を投資するというのは問題ではないか。

意見②：スキー場の予算関係も、できるなら事業者が決まって前に進むことを期待するが、最悪の場合のこの予算の使い方を間違えると大いに問題になる可能性があると思う。慎重にきっちり対応していただきたい。

反対討論：指定管理者が確定できないと流れが変わってきた時に、町として投資効果・価値があるかどうか不明である。また、今までスキー場にはこれ以上投資しないとしてきた町の方針にも反するという点で反対である。

賛成討論：町民が全員反対しているわけではない。若い世代には、スキー場を存続して欲しいという要望もある。700 万円の維持管理費は最低町でやるべき予算なので、執行するかしないかは時の情勢だが、予算はあるべきだと思っている。

採決の結果：賛成多数で可決とした

■議案第 31 号 平成 30 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算

質疑①：これまで数年間宅地分譲を控えてきたが、なぜここで分譲に踏み切ることになったのか。

回答①：是非この土地が欲しいという希望者がいると聞き、町長と協議のうえ、前向きに進めたいと考えたものである。

質疑②：この土地は、地質調査により住宅を建てるには適さないということであったが、経過を教えて欲しい。また、全体構想ができているのか。それとも

今回希望者のいる1区画のみで検討しているのか。

回答②：以前のボーリング調査で、地すべり、液状化の可能性があるとの結果を得て、数年様子を見てきたが、大雨の際も兆候は見られず、また熱心な希望者がいるとのことから町長と再検討した。分譲については、道路、上下水道等の整備も伴うことから全体として計画していく予定である。

質疑③：付近の山本食品工場建設の際、ボーリング調査をしているようだが結果は。

回答③：資料を得ていない。

意見④：造成を進めることは悪いことではないが、災害予防の観点からも、よく検討していただきたい。

意見⑤：液状化の懸念がある土地だが、施工業者が確実に地盤改良すれば問題ない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

■議案第32号 平成30年度飯綱町水道事業会計予算

質疑①：水質は安全か。

回答①：定期的に水質検査し安全を確保している。また、塩素濃度は調整している。浄水場のセキュリティー的な安全確保については検討していく。

質疑②：石綿管はどの位あるか。

回答②：現在、5,478メートルあり、今三水地区で148メートルを布設替している。町全体管路の2.26パーセント、計画的に布設替を実施していく。

質疑③：水量の不足はないか。

回答③：現在のところ不足はない。三水地区の水源については早期に検討する。

質疑④：三水地区の国道拡張に伴う工事については国からの補助等はあるのか。

回答④：国道を町が占有している状況なので国等からの補助補償はない。

質疑⑤：水道会計の財政状況はどうか。また、料金改定等の計画はあるのか。

回答⑤：財政状況の予測としては、36年度に資金ショートの見込みがある。料金等については、昨年度に引き続き水道事業運営審議会から町からの料金改定に関する諮問を受け、年度内に答申となる。その答申内容に沿って町と協議のうえ実施していく。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

■陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

説明者：長野地区労働組合総連合議長 大矢美奈子氏

質疑①：政府も言うように、景気がだんだん上向きになってきているが、自分のところまで利益が還元されている実感がない。陳情書中段あたりに「政治的決断で最低賃金を1,000円以上に引き上げるべきです」との文言がある。飯綱町の場合は超零細企業ないし農家の方が多い。農家である雇用者が農家の手伝いに来ていただく方から一度に1,000円支払ってくれと言われる場合、すぐに支払える人は少ないと思う。どのようにお考えか。

回答①：最低賃金審議会の中でも、審議委員を務める企業の中からは、支払能力がないためこれ以上は無理との意見もあり、今は3パーセントということで二十数円上がっているが、以前は1円単位の攻防がずっと続いていた。支払能力を言えば、今の状態で支払ができない事業所があるのは承知しており、国にはしっかりと、中小企業への助成や融資等、足りないところを補う施策を併せてやっていただかないといけないと思っている。国には併せて、人を雇用して営農している農業も、例えば社会保険料を減免するなどの対策をしないとできないので、中小企業にも支援をするようにとの意見を上げたいと思っている。

意見②：飯綱町は農家の方がほとんどだと思うが、りんごの手伝い、米の植え付けから刈取りまでの方もかなりいる。そういった時に、個別の農家にも助成があれば良いのだが、中小企業、零細企業を通じて補助を出してもらえば良いと思うが、そうもいかないと思う。一律1,000円に上げるというのはどうかと思っている。

質疑③：企業のことと農家のことでない。仕方がないと思っているが。

回答③：労働者の賃金が上がれば税収も上がっていくことになる。最低賃金を1円上げたから廃業する企業が増えたかという一概に企業経営が圧迫されるわけではないところをみても、最低賃金上がることで地域全体の水準も良くなっていくことにつながると考えている。

反対討論：なし

賛成討論：陳情書の内容を吟味したところ、今の経済情勢の下で国民生活にとっても大事なことなので賛成である。

採決の結果：賛成多数で採択とした。